

動物用医療機器修理業許可関係事項変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の3において準用する同法第23条の2の16第2項の規定により動物用医療機器修理業許可関係事項の変更を下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号

- 1 事業所の名称及び所在地
- 2 修理区分
- 3 変更した事項
- 4 変更年月日
- 5 変更理由
- 6 参考事項

（日本産業規格A4）

備考

- 1 記の2には、第136条各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 2 薬事に関する業務に責任を有する役員の変更の場合は、記の5に変更後の役員が法第5条第3号イからトまでに該当することの有無について、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する事案の概要を記載すること。
- 3 届出書は、正副2通を提出すること。